



栃木県公報

平成29年
10月10日(火)
号外
第43号

目次

選挙管理委員会

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額…………… 1

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第62号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成29年10月10日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

栃木県第1区	25,603,500円
栃木県第2区	23,155,700円
栃木県第3区	22,800,900円
栃木県第4区	25,203,000円
栃木県第5区	23,485,300円